

大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第３期）及び河内長野市下水道施設包括的管理業務の実施要領等の修正に関する新旧対照表
 （修正箇所朱書き抜粋）

旧	新（修正版）
【一般公募型提案方式実施要領】	
18 頁 5.3.3 出席者及び説明者（プレゼンテーション及びヒアリング） 出席者数並びに説明者数は <u>5名</u> までとする。ただし、質問に対する回答は配置予定統括管理責任者若しくは配置予定主任技術者が主体となって説明すること。なお、参加者である各企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。	18 頁 5.3.3 出席者及び説明者（プレゼンテーション及びヒアリング） 出席者数並びに説明者数は 7 名 までとする。ただし、質問に対する回答は配置予定統括管理責任者若しくは配置予定主任技術者が主体となって説明すること。なお、参加者である各企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。

旧	新（修正版）
【河内長野市下水道施設包括的管理業務に関する基本契約書(案)】	
10 頁 第 2 4 条 第 2 4 条 委託料の支払期日は、以下の各号に定めるとおりとする。 (1) 統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設）、計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設）以外）、施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設）、運転管理等業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設）以外）に係る委託料 <u>①統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設）、計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設）以外）、施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設）、運転管理等業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設）以外）に係る委託料（仕様書に記載された実施数量分）</u>前条第 1 号として定められた<u>統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設）、計画的維持管理業務（管路施設）、施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設）、運転管理等業務並びに計画的維持管理業務（下水道施設）</u>に係る委託料の金額を、別途委託者と受託者とが協議の上作成した別紙 3 の委託料支払額予定表に基づいて四半期ごとに支払うものとする。 受託者は、各四半期に行った業務の量及び金額を、当該四半期毎に遅滞なく報告するものとし、委託者は、当該報告を受けてから 10 日以内に報告内容を確認する。	10 頁 第 2 4 条 第 2 4 条 委託料の支払期日は、以下の各号に定めるとおりとする。 (1) 統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設）、計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設）以外）、施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設）、運転管理等業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設）以外）に係る委託料 前条第 1 号として定められた委託料の金額を、別途委託者と受託者とが協議の上作成した別紙 3 の委託料支払額予定表に基づいて四半期ごとに支払うものとする。 受託者は、各四半期に行った業務の量及び金額を、当該四半期毎に遅滞なく報告するものとし、委託者は、当該報告を受けてから 10 日以内に報告内容を確認する。 受託者は、委託者が上記の報告内容を確認した日以降に、各四半期の委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。以下本条において同様。）の支払いを委託者に請求する。 委託者は、上記の請求を受けたときは、請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日）をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日までとする。以下本条において同様。）に、委託料を支払うものとする。

旧	新（修正版）
受託者は、委託者が上記の報告内容を確認した日以降に、各四半期の委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。以下本条において同様。）の支払いを委託者に請求する。 委託者は、上記の請求を受けたときは、請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日までとする。以下本条において同様。）に、委託料を支払うものとする。 <u>②下水道事業計画等変更業務、計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務（管路施設）、改築工事（管路施設）、公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務、実施設計業務・工事（下水道施設）に係る委託料並びに工事請負費（上記①が対象とする実施数量を超えた実施数量分）</u> <u>受託者は、仕様書に定める提出書類を作成の上委託者に報告するものとし、委託者は、当該報告を受けてから 10 日以内に報告内容を確認する。</u> <u>受託者は、委託料の支払いを、委託者が上記の報告内容を確認した日以降に請求する。</u> <u>委託者は、上記の請求を受領したときは、請求受領後 30 日以内に、委託料を支払うものとする。</u> ③ 修繕業務（管路施設）及び修繕業務（下水道施設）に係る委託料前条第 2 号の金額の範囲内で支払うものとする。 受託者は、委託者が第 22 条第 6 項の検査を完了した日以降に、委託料の支払いを委託者に請求する。 委託者は、上記の請求を受領したときは、請求受領後 30 日以内に、委託料を支払うものとする。	(2) 修繕業務（管路施設）及び修繕業務（下水道施設）に係る委託料前条第 2 号の金額の範囲内で支払うものとする。 受託者は、委託者が第 22 条第 6 項の検査を完了した日以降に、委託料の支払いを委託者に請求する。 委託者は、上記の請求を受領したときは、請求受領後 30 日以内に、委託料を支払うものとする。 (3) 下水道事業計画等変更業務、計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務（管路施設）、改築工事（管路施設）、公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務並びに実施設計業務・工事（下水道施設）に係る委託料及び工事請負費 別途委託者と受託者とが協議の上、第 5 条に規定する別途契約において定める。

旧	新（修正版）
(2) 下水道事業計画等変更業務、計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務（管路施設）、改築工事（管路施設）、公共污水ます設置及び改築承諾調査業務並びに実施設計業務・工事（下水道施設）に係る委託料及び工事請負費 別途委託者と受託者とが協議の上、第 5 条に規定する別途契約において定める。	

旧	新（修正版）
【様式集】	
14～20 頁 様式 6-1～様式 6-7 ※本業務(2 市)と同種又は類似する業務について、最大 4 件の内容を記載すること。ただし公共機関が発注するものに限る。(件数に合わせて上記枠を複写し記述) ※記載した実績を確認できる契約書、仕様書等の写し又はテクリス(コリンズ)による証明を添付すること。 ※同種業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。また、類似業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。	14～20 頁 様式 6-1～様式 6-7 ※本業務(2 市)と同種又は類似する業務について、最大 4 件の内容を記載すること。ただし公共機関が発注するものに限る。(件数に合わせて上記枠を複写し記述) ※記載した実績について自ら業務を実施したことを確認できる契約書、仕様書等の写し又はテクリス(コリンズ)による証明を添付すること。JV もしくは SPC の構成員としての実績を記載する場合は、記載した実績について自ら業務を実施したことを確認できる共同企業体協定書や業務計画書等を追加で添付すること。 ※同種業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。また、類似業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。